

## マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る基本方針

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」という。）対策を経営の最重要課題のひとつとして位置づけるとともに、関係法令等を遵守し、実効的な管理態勢の整備に努めます。

### 1. 組織態勢

当金庫は、経営陣の主体的かつ積極的な関与のもと、マネロン・テロ資金供与対策に関する責任者及び統括部署を定め、一元的な組織態勢を構築します。

### 2. 適切なリスク管理

当金庫は、直面するマネロン・テロ資金供与のリスクに対し、リスクの特定および評価を行い、低減措置を講じる等、リスクベース・アプローチに基づく適切なリスク管理を行います。また、リスクの特定・評価および低減措置について、定期的にその有効性を検証し、必要に応じて見直しを行います。

### 3. お客様への対応方針

当金庫は、関係法令に基づいた取引時確認を実施し、お客様の属性に則した適切な管理を行います。また、国内外の規制等に基づき、制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結等の措置を適切に行います。

### 4. 疑わしい取引の届出

当金庫は、適切な取引モニタリング・フィルタリングを実施し、疑わしい顧客や取引を的確に検知・監視・分析する態勢を整備します。また、検知した疑わしい取引について、適時適切な措置を実施する態勢を整備し、関係法令に基づき、速やかに当局に届出を行います。

### 5. 役職員の研修

当金庫は、継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

### 6. 有効性の検証

当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策の状況について、独立した内部監査部門が定期的に監査を行い、監査結果を踏まえてさらなる管理態勢の改善に努めます。

以 上

2019年3月13日制定

豊橋信用金庫